

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第21回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

平成23年3月8日(火) 午前10時00分から午前11時00分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長) 片山俊雄(裁)

(委員) 神谷 達(学), 酒井邦彦(検), 松浦好治(学),

村上文男(弁)

(庶務) 村瀬賢治名古屋高裁総務課長, 畦地由紀名古屋高裁総務課課長補佐

(説明者) 村田斉志名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成23年10月から平成24年1月までの再任(判事任命)候補者に係る情報収集について
- 2 その他

第5 議事(進行)

1 新委員の紹介

平成22年11月30日付けで酒井委員が新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされ, 同委員からあいさつがなされた。

2 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから, 村田名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され, 入室した。なお, 今後現各委員の在任期間中, 委員会に, 高裁事務局長が説明者として出席することが了承された。

3 指名諮問委員会における審議結果等の説明

- (1) 庶務から、平成22年12月3日の下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者の審議結果が説明された。
- (2) 庶務から、平成23年2月23日の指名諮問委員会の協議の概要及び当地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、説明がなされた。
- (3) 委員から、指名諮問委員会の新任判事補任官候補者についての答申内容に関して質問がなされ、村田事務局長から、判事補任官の一般的な状況について説明がなされた。

4 審議資料の説明

- (1) 庶務から、配布資料（本日の審議資料）等について説明がなされた。
- (2) 委員から、候補者の他職経験の有無について質問がなされ、村田事務局長から、説明がなされた。

5 平成23年10月から平成24年1月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

(1) 情報収集の在り方について

2月23日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知「裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について」別紙第2記載のとおり、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供することによる「一般的な情報収集」の方法で行うこととされた。

情報受付期間は、5月20日（金）までの約2か月とされた。

(2) 周知依頼文書について

別紙のとおりので文面とすることです承された。

なお、委員から、指名諮問委員会から当地域委員会に対し、弁護士会に対する情報提供の周知依頼にあたっては、弁護士会による情報の取りまとめや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない旨を伝えてもらいたいとの依頼があったが、当地域委員会との関係では、最近は、弁護士会による

取りまとめや段階評価式アンケートによる情報収集は行われていないのであるから、そのような内容を情報提供依頼文書に記載することは弁護士会との信頼関係を損ないかねず、記載すべきではないとの意見が述べられた。同意見に対しては、確かに当地域委員会では最近はそのような事案は見当たらないが、地域委員会の情報収集が指名諮問委員会の依頼を受けて行うものである以上、指名諮問委員会の方針に反することはできないのではないかという意見が述べられ、さらに、指名諮問委員会には、各地の地域委員会ごとの事情を考慮して、そのような内容を記載しない方がよい場合には記載しないという個別の取扱いを検討してもらいたいという意見が述べられた。

その結果、今回は、指名諮問委員会の依頼どおり記載することとされた。

6 その他

次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会について、6月1日（水）午前10時00分に開催し、今回収集する情報の取りまとめを行うことを確認した。また、その後の地域委員会の日程として、9月16日（金）及び11月10日（木）のいずれも午前10時00分を予定することとした。

なお、情報収集の過程で問題等が生じた場合は、各委員に諮ることとするが、各委員に諮るまでの必要がないものについては、委員長に処理を一任することとされた。

以上